

立川市居住支援協議会の設置方針について

【 協議会の設置方針 】

項 目	内 容
(1) 根拠法令	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第 51 条
(2) 設立根拠	立川市居住支援協議会会則〔会則設置〕
(3) 名 称	立川市居住支援協議会
(4) 設立年月日	令和 3 年 9 月 27 日（月）
(5) 目 的	不動産関係団体、居住支援団体及び立川市の連携により、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居でき、住み続けることができるように支援を実施する。
(6) 住宅確保要配慮者（対象者）	住宅セーフティネット法第 2 条第 1 項各号等に定める者をいう。 ・低額所得者（月収 15.8 万円以下の世帯） ・被災者（大規模な災害の場合を除き、発災後 3 年以内） ・高齢者（概ね 65 歳以上） ・障害者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者） ・子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）を養育している者 ・外国人 ・その他住宅の確保に特に配慮を要する者
(7) 位置づけ	任意団体
(8) 会 計	立川市一般会計で対応
(9) 謝礼等	会員の総会等出席及び活動に対する謝礼や交通費の支給なし （各団体が主体的に参加、活動する任意団体であるため）
(10) 会 員	計 13 名（不動産関係団体 2 名、居住支援団体 5 名、立川市 6 名） 任期 1 年（再任可） 事務局より各団体に対し会員の推薦依頼
(11) 役 員	協議会会則に基づき、会員による互選 任期 1 年（再任可） ①会長（1 名）、②副会長（2 名）、③監事（1 名）
(12) 事務局	協議会会則に基づき、立川市住宅課にて対応
(13) 開催回数	・令和 3 年度は、設立総会の 1 回のみ開催 ・令和 4 年度以降は、原則年 2 回開催
(14) 会議の公開	会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。 主に、個人情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる事項について協議等を行うときは、非公開とする。

国土交通省による会則（例）及び東京都や他市の居住支援協議会会則を参考にしつつ、上記の「協議会の設置方針」に沿って、別紙【資料 3】の会則（案）を作成。